平成２７年（フ）第６６号
鳥取県米子市新開７丁目８番28号　102号
債務者　渡邉　正一
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３５４号
広島市西区己斐西町３番15―302号
債務者　岡本　星児
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８６号
広島県廿日市市上の浜１丁目８番41号
債務者　唐津眞佐美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０２号
広島県三原市大和町下徳良2138番地
債務者　光本　克弥
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
愛媛県新居浜市西喜光地町１番65号、前住所
愛媛県新居浜市西原町３丁目２番６号
債務者　楠　　恒子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１８号
福岡県筑後市大字鶴田448番地11、住民票上の住所福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目５番地９レオパレスフィールドコースト102号
債務者　十文字敬義
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１５１号
宮崎市村角町橘尊1952番地３
債務者　田村　和善
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５６号
宮崎市清武町岡１丁目６番地１　清武ベルメゾン101号
債務者　野崎　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５７号
宮崎市清武町岡１丁目６番地１　清武ベルメゾン101号
債務者　野崎　明子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９２号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目13番４号　アンジェリックリリィコート401号
債務者　濵田みつき
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島７棟219号
債務者　栗田　講治
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字下里1059番地２　ネクスコートロイヤル301号
債務者　神山　良彦
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第７号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目２番地２　金城アパート302
債務者　金城　梨香
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第１８号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字旭川57番地すまいる15番館102号
債務者　遠藤　智史
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第４７号
宮城県大崎市古川西館３丁目５番35号　若葉ハイツ202号、従前の住所宮城県大崎市岩出山字浦小路39番地１　宮内アパート１号
債務者　村上　志穂
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
秋田県男鹿市船越字八郎谷地24番地８
債務者　今泉　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６３号
千葉県松戸市六高台３丁目125番地　トムズハウス六高台105号
債務者　松本　明子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部